

物価高騰支援給付金（非課税世帯給付金

及びこども加算）のご案内

- 物価高騰支援給付金は、さまざまな物価高騰による負担増を踏まえ、非課税世帯を支援する給付金です。

支給額

1世帯当たり 3万円

（こども加算・・・児童1人につき2万円を加算）

支給対象と手続き

【対象世帯】 以下の①②の要件をいずれも満たす場合に対象となります。

- ① 令和6年12月13日時点で深川市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度の住民税均等割りが非課税である世帯
- ② 世帯全員が住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない世帯

※こども加算は、上記の対象世帯（非課税世帯）で、18歳以下（平成18年4月2日以降に生まれた）の児童を扶養している場合に給付します。

※支給対象世帯の確認及びお手続きにつきましては、本書の裏面に記載の「給付金対象世帯確認フローチャート」をご確認ください。

！ 申請期限は、令和7年5月2日（金）まで（当日消印有効）

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

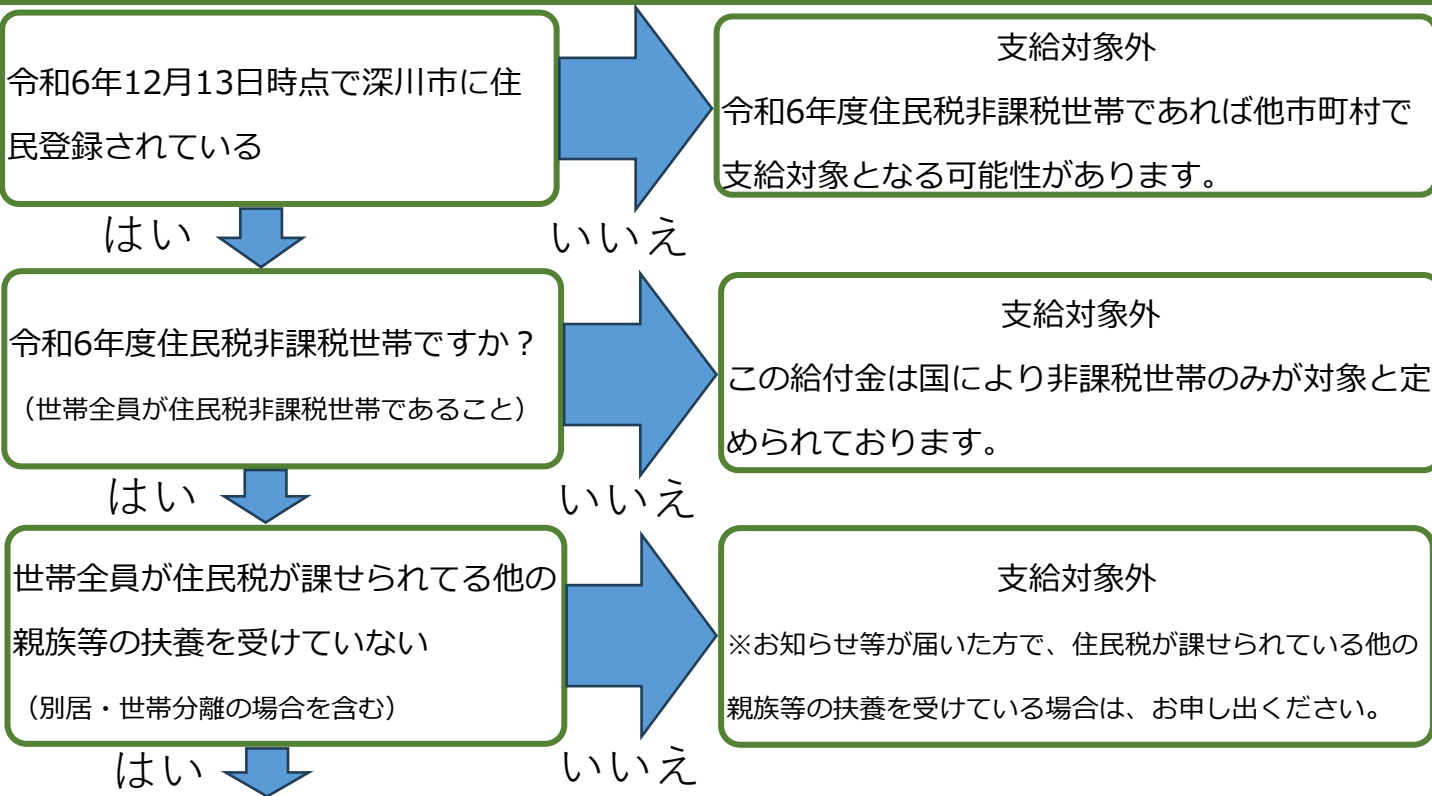
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、深川市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

深川市役所 社会福祉課福祉庶務係（8番窓口） ☎0164-26-2144

受付時間 8:45～17:15（土曜・日曜・祝日を除く）

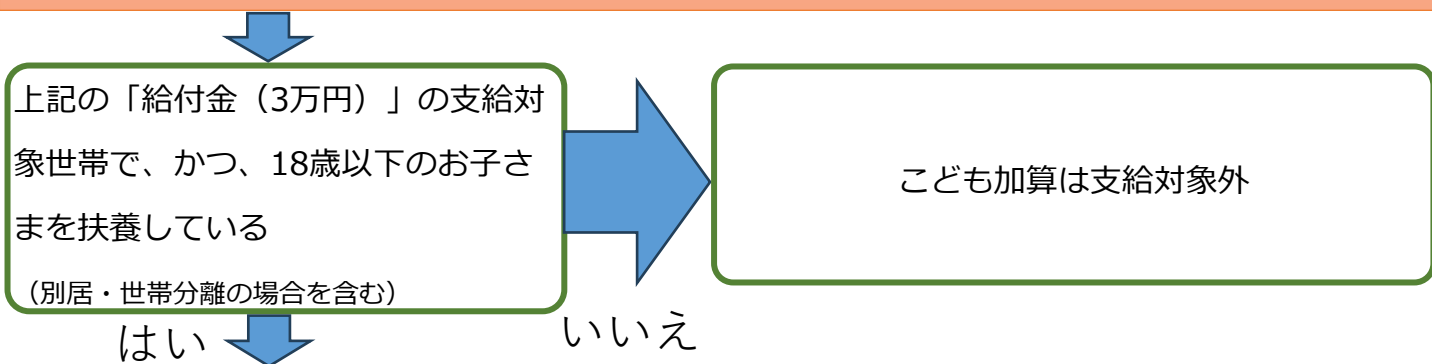
給付金対象世帯確認フローチャート



【3万円】支給対象

市から2月下旬頃に「支給のお知らせ」または「確認書」をお送りします。

- ・「支給のお知らせ」が届いた方 → 市で振込口座を把握しているため、お手続きは不要です。
- ・「確認書」が届いた方 → 市で振込口座を把握していないため、確認書に口座等を記入し市へ提出してください。
- ・「申請書」が届いた方 → 他自治体からの転入等で課税状況を深川市が把握していないため、該当となる場合は、申請書に口座等を記入し、市へ提出してください。



【こども加算（2万円）】支給対象

上記の「給付金（3万円）」に加えて18歳以下の児童1人あたり2万円の「こども加算」を支給します。

- ・令和6年度12月13日時点で同居している18歳以下のお子さまについてはお手続きは不要です。
- ・令和6年12月14日～令和7年4月2日の間に出生したお子さまがいる場合や、市外の寮に住民登録しているなどお子さまが住民票上で別居・世帯分離している場合も、こども加算の支給対象となりますが、これらの場合には申請が必要となります。

※支給対象になると思われる方で、令和7年3月7日（金）までに本給付金にかかる「支給のお知らせ」又は「確認書」が届かない場合は市までご連絡ください。